

議案第 70 号

南丹市高齢者福祉センター条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例

南丹市高齢者福祉センター条例（平成 18 年南丹市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
別表			別表		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 南丹市美山高齢者コミュニティセンター			(3) 南丹市美山高齢者コミュニティセンター		
使用室名	半日	1日	使用室名	半日	1日
	円	円		円	円
大会議室(2階)	952	1,904	大会議室(2階)	952	1,904
小会議室(〃)	476	952	小会議室(〃)	476	952
娯楽室(1階)	476	952	集会室(1階)	476	952
リハビリ室(〃)	476	952	会議室(〃)	476	952
相談室(〃)	285	571	男子 浴室利用	老人クラブ 1回 476円	
共同作業室(〃)	476	952	女子	その他 1回 952円	
男子 浴室利用	老人クラブ 1回 476円				
女子	その他 1回 952円				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。